

届出書、裁定請求書等の審査基準及び標準処理期間（行政手続法第5条及び第6条関係）

届出書、裁定請求書等	審査基準	標準処理期間
【新法関係】		
農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書	法 第11条、第12条 規則 第1条	30日
農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書	法 第11条、第12条、第45条第1項～第5項 政令 第13条～第19条、第26条～第28条 規則 第60条	30日
農業者年金被保険者資格喪失届出書・任意脱退申出書	法 第13条、第14条 規則 第3条、第4条	30日
政策支援加入要件不該当届出書	規則 第61条	30日
経営管理の合理化を図る認定農業者となることを約した結果届出書	法 第45条第2項 規則 第62条	30日
短期被用者年金期間 農林漁業団体役員期間 農業法人構成員期間 特定被用者年金期間 国民年金保険料免除期間 特例事業所期間	法 第45条第3項、附則第9条 政令 第20条～第25条、附則第9条 規則 第63条～第77条、附則第4条～第6条	30日
保険料下限額の引下げ要件不該当届出書	規則 第59条の2	30日
農業者年金保険料額変更申出書	法 第44条第3項 規則 第58条	30日
新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書	法 第20条 規則 第14条	60日
新農業者年金特例付加年金裁定請求書	法 第20条 規則 第15条	60日
新農業者年金農業を営む者でなくなったことの届	法 第31条 政令 第2条、第3条 規則 第21条～第27条、第29条～第31条	60日
農業者年金死亡関係届出書	法 第20条第1項、第22条、第35条、第36条、第60条第3項 規則 第7条、第16条、第18条、第19条、第46条	75日
【旧法関係】		
農業者年金経営移譲年金裁定請求書	旧法 第41条、第42条、第42条の2、第43条、第43条の2 旧政令 第7条、第7条の2、第8条、第9条～第	60日

	9条の5、第10条、第10条の2、第11条～第11条の9 旧規則 第24条、第24条の2、第25条	
農業者年金農業者老齢年金裁定請求書	旧法 第47条、第49条の2 旧規則 第26条	60日
農業者年金死亡関係届出書	旧法 第37条、第54条、第55条 旧規則 第30条、第31条	75日

注) 法……………独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）
政令……………独立行政法人農業者年金基金施行令（平成15年政令第343号）
規則……………独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成15年農林水産省令第95号）
旧法……………農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法
旧政令……………農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成13年政令第363号）による改正前の農業者年金基金法施行令
旧規則……………旧農業者年金基金法施行規則（昭和45年厚生・農林省令第2号）

農業者年金における不利益処分の基準（行政手続法第 12 条関係）

農業者年金基金法の処分の概要	処 分 の 基 準
<p>【新法関係】</p> <p>特例付加年金の支給停止</p> <p>届出未提出による支払差止め</p> <p>延滞金の徴収</p> <p>年金の支払いの調整</p> <p>【旧法関係】</p> <p>経営移譲年金の支給停止</p> <p>届出未提出による支払差止め</p> <p>遅延金の徴収</p> <p>年金の支払いの調整</p>	<p>法 第 34 条</p> <p>政令 第 5 条</p> <p>規則 第 32 条～第 35 条</p> <p>法 第 41 条（注 3）</p> <p>法 第 56 条</p> <p>法 第 23 条</p> <p>旧法 第 46 条</p> <p>旧政令 第 12 条の 2，第 12 条の 3</p> <p>旧規則 第 35 条の 2～第 35 条の 31、第 35 条の 35～第 35 条の 49</p> <p>旧法 第 63 条（注 3）</p> <p>旧法 第 74 条</p> <p>旧法 第 37 条の 2</p>

- 注) 1 法……………独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）
 政令……………独立行政法人農業者年金基金施行令（平成 15 年政令第 343 号）
 規則……………独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成 15 年農林水産省令第 95 号）
 旧法……………農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法
 旧政令……………農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 13 年政令第 363 号）による改正前の農業者年金基金法施行令
 旧規則……………旧農業者年金基金法施行規則（昭和 45 年厚生・農林省令第 2 号）
- 2 不正利得の徴収（法第 25 条、旧法第 38 条）、故意に死亡させた遺族への死亡一時金不支給（法第 39 条、旧法第 61 条）、故意の犯罪行為等による不支給（旧法第 60 条）調査拒否による年金支給停止（法第 40 条、旧法第 62 条）については、個々の事例ごとに事実の確認をする必要がありますので、画一的な処分の基準を策定せず、個々の事例により判断することとしております。
- 3 法第 41 条及び旧法第 63 条における「正当な理由」とは、「天災地変や通信交通機関の途絶えなど客観的な事情による場合で期間経過が申出者の責に帰さない場合等」をいいます。